

有機加工食品の日本農林規格の一部を改正する件新旧対照条文  
 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）

（傍線の部分は改正部分）

新		旧	
（定義） 第3条 [略]		（定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	
用語	定義	用語	定義
[略]	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）畜産物（有機畜産物を除く。）水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）畜産物（有機畜産物を除く。）水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。
[略]	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）畜産物、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。
[略]	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。
[略]	[略]	有機農畜産物加工食品	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。
[略]	[略]	組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
[略]	[略]	転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の②に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。
（生産の方法についての基準） 第4条 [略]		（生産の方法についての基準） 第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。	
事項	基準	事項	基準
[略]	次に掲げるものに限り使用することができる。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。た	原材料（加工助剤を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。た

	<p>だし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>4 農畜水産物の加工品（1に掲げるもの（2）に掲げるものに限る。）原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>5 【略】</p> <p>6 【略】</p> <p>7 【略】</p>
原材料の使用割合	原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占めるこの表原材料（加工助剤を含む。）の項基準の欄2、3、4及び7（加工助剤を除く。）に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
【略】	<p>1 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>4 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。</p> <p>5 【略】</p>

別表1

食品添加物	基準

	<p>だし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) 有機農産物</p> <p>(2) 有機加工食品</p> <p>(3) 有機畜産物</p> <p>2 1以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。</p> <p>(1) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物</p> <p>(2) 放射線照射が行われたもの</p> <p>(3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの</p> <p>3 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>4 2又は3の加工品（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>5 食塩</p> <p>6 水</p> <p>7 別表1の食品添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）</p>
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	<p>1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、食品添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。</p> <p>2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。</p> <p>3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>4 有害動植物の防除、食品の保存、病原菌の除去又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。</p> <p>5 この表原材料（加工助剤を含む。）の項の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>

別表1

食品添加物	基準

[略]	[略]	クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	クエン酸ナトリウム	ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	DL - リンゴ酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	乳酸	野菜の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又はpH調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	L - アスコルビン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	L - アスコルビン酸ナトリウム	食肉の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	タンニン	る過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	硫酸	pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	炭酸ナトリウム及び炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、めん・パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	炭酸カルシウム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するもの（着色料としての使用は除く。）又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限ること。
[略]	[略]	炭酸アンモニウム及び炭酸水素アンモニウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	炭酸マグネシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	塩化カリウム	野菜の加工品、果実の加工品、食肉の加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。
[略]	[略]	塩化カルシウム	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	粗製海水塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	水酸化ナトリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	水酸化カリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	水酸化カルシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	DL - 酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	L - 酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	DL - 酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	L - 酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	DL - 酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	L - 酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	リン酸二水素カルシウム	膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	硫酸カルシウム	凝固剤として使用する場合又は菓子類、豆類の調製品若しくは

[略]	[略]	アルギン酸	パン酵母に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	アルギン酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[削る。]		寒天	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するものに限ること。
[略]	[略]	カロブピンガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は食肉の加工品に使用するものに限ること。
[略]	[略]	グアーガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用するものに限ること。
[略]	[略]	トラガントガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	アラビアガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
[略]	[略]	キサンタンガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
[略]	[略]	カラヤガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
[略]	[略]	カゼイン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	ゼラチン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	ペクチン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するものに限ること。
[略]	[略]	エタノール	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
[略]	[略]	ミックストコフェロール	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
[略]	[略]	酵素処理レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。
[略]	[略]	酵素分解レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。
[略]	[略]	植物レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。
[略]	[略]	卵黄レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。
[略]	[略]	タルク	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	ベントナイト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	カオリン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	ケイソウ土	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	パーライト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	二酸化珪素	ゲル又はコロイド溶液として、農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	活性炭	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	ミツロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。

[略] 木灰	[略] 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものであって、伝統的な製法によるチーズ若しくはこんにやくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
一般飲食物添加物	
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

別表 2

薬 剤	基 準
[略]	[略]
植物油及び動物油	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

カルナウバロウ 木灰	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。 伝統的な製法によるチーズに使用する場合に限ること。
香料	化学的に合成されたものでないこと。
窒素	
酸素	
二酸化炭素	
酵素	
次亜塩素酸ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
次亜塩素酸水	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸一ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。

別表 2

薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
植物及び動物油	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラチン	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カゼイン	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
こうじかび菌由来の発酵産物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シイタケ菌糸体抽出物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
クロレラ抽出物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
キチン	天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ミツロウ	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
珪酸塩鉱物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイソウ土	
ベントナイト	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
珪酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
重曹	
二酸化炭素	
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	捕虫器に使用する場合に限ること。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限

食用に用いられる植物の抽出物	化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、 <u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用しない場合に限ること。</u>	り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
[略]		(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）（附則第3項関係）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（表示の方法）</p> <p>第4条 前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量、同条第4項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 原材料名 使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。 ア～ウ（略）</p> <p>エ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第14条の規定により格付された有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）又は有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を原材料とする場合には、当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を記載することができる。</p> <p>(3)～(9)（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（表示の方法）</p> <p>第4条 前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量、同条第4項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 原材料名 使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。 ア～ウ（略）</p> <p>エ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第14条の規定により格付された有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）又は有機農産物加工食品（有機農産物加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を原材料とする場合には、当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を記載することができる。</p> <p>(3)～(9)（略）</p> <p>2～4（略）</p>